

○財務省告示第三十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十九年一月三十日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百二 十一回、第三百二十二回、第三 百二十五回、第三百二十六回、第 三百二十七回、第三百二十八 回、第三百二十九回、第三百三 十回、第三百三十一回、第三百 三十二回、第三百三十四回及び 第三百三十五回）及び利付国庫 債券（二十年）（第五十五回、第 七十回、第七十八回、第八十三 回、第八十八回、第八十九回、 第九十三回、第九十四回、第九 十五回、第九十六回、第九十九 回、第一百六回及び第一百三十四回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同			

五	募入決定の	十	三
六	方法	十一	二
七	発行額	発行行	利
八	払込金額	行日	子
九	振替単位	格日	率
十	最低額面金		
十一			
十二			
十三			

じ。を競争に付して行われる入札に よる 発行 利率 差の 各申込みのうち 利率 格差の 小さいものから その 応募 額を 順次 割り当て る。 四 千 九 百 九 十 二 億 円 額面金額で 四 千 七 百 六 十 四 万 五 千 円 三 千 五 百 三 億 二 千 七 百 六 十 四 万 五 千 円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。 平成二十九年一月三十日 発行対象国債ごと、金額 百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\left( \frac{1 + \text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

（別表のとおり）  
 募入決定の通知を受けた者は、  
 払込金額に追加、次の算式によ  
 り算出した金額を払込期日に払  
 い込むものとす。  
 各発行対象国債の額面利率の子  
 100 × 各発行対象国債の第十  
 支規数日（利子支払期日は、  
 日）に なる 場合 には、 365

利付国庫債券 (十年) (第三百二十 一回)	名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行金額 (額面金額)
		一・〇%	平成三十三年三月二十四日	四百五十億

(別表)

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	入札参加	払場所	元利金支	利象各準入償償	回国発と札還還	子
平成二十九年一月三十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	訂正された場合には、訂正後の	均値の単利回り(平成二十九	業協会が発表した公社債店頭	第十号に規定する発行日後の各

$$\frac{\text{償還期限} \times \text{発行金額}}{100 \times 1 / 2}$$

（（利 四第十付 回三年国 ）百）庫 三十 債 十 券	（（利 二第十付 回三年国 ）百）庫 三十 債 十 券	（（利 一第十付 回三年国 ）百）庫 三十 債 十 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 三十 債 十 券	（（利 九第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 八第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 七第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 六第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 五第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 二第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券
○ ・ 六 %	○ ・ 六 %	○ ・ 六 %	○ ・ 八 %	○ ・ 八 %	○ ・ 六 %	○ ・ 八 %	○ ・ 七 %	○ ・ 八 %	○ ・ 九 %
日年平 六成 月三 二十六	十年平 日十成 二三 月十 二五	日年平 九成 月三 二十五	日年平 九成 月三 二十五	日年平 六成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三 月十 二四	十年平 日十成 二三 月十 二四	日年平 九成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十四
十三 億 円	三 億 円	億六 円百 七 十八	億二 円百 四 十八	二 十六 億 円	百 二十 億 円	円二 百 五 十 億	十 億 円	円百 六 十 九 億	八 十八 億 円

（利付第二十九年国庫九回債券）	（利付第二十九年国庫六回債券）	（利付第二十九年国庫五回債券）	（利付第二十九年国庫四回債券）	（利付第二十九年国庫三回債券）	（利付第二十八年国庫九回債券）	（利付第二十八年国庫八回債券）	（利付第二十八年国庫三回債券）	（利付第二十七年国庫八回債券）	（利付第二十七年国庫五回債券）	（利付第二十五年国庫五回債券）	（利付第三十一年国庫三回債券）
二・一%	二・一%	二・三%	二・一%	二・〇%	二・二%	二・三%	二・一%	一・九%	二・四%	二・〇%	〇・五%
十年平日十成 二三月十二九	日年平六成 三月二十九	日年平六成 三月二十九	日年平三成 三月二十九	日年平三成 三月二十九	日年平六成 三月二十八	日年平六成 三月二十八	十年平日十成 二三月二十七	日年平六成 三月二十七	日年平六成 三月二十六	一年平日三成 三月二十四	日年平九成 三月二十六
円百四十三億	億二円百二十九	億九円百三十五	一億円	三億円	十四億円	円百九十四億	十億円	三十九億円	百億円	十五億円	四千億二円百二十

(利付) 第二回 国十百 年三 庫債 十回 四券	(利付) 第二回 国十百 年六 庫債 回回 券券
一 ・ 八 %	二 ・ 二 %
平 年三 成月 四二 十十 四日	平 年九 成月 二二 十十 四年
二 十 億 円	十 億 円